

論点に対する回答

省 庁 名	内閣官房地理空間情報活用推進室
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中で、社会の基盤としてデータが注目されている。データの活用により人々の暮らしは豊かになり事業活動が円滑になること等が期待されている。</p> <p><論点①></p> <p>「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 22 年 9 月）」（以下、「ガイドライン」）における地番の個人情報の考え方について、見直しを図り、削除または修正を図るべきではないか。</p> <p>（参考）地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 22 年 9 月）</p> <p>3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方</p> <p>(1) 地理空間情報に係る個人情報該当性</p> <p>（略）ここで、行政機関情報公開法等に基づく個人に関する情報に係る開示可否判断が争点となった判例及び国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や地方公共団体における個人情報保護に係る諮問機関の答申によると、<u>地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報に関しては、一般に何人も閲覧等が可能な不動産登記情報（全部事項証明書、所有者証明書等）や市販の住宅地図と照合することにより特定の個人を識別することができる</u>と判断される傾向にある。</p> <p>このため、<u>地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報として取り扱う必要がある。</u>（略）</p> <p><論点②></p> <p>地番に限らず住居表示等そのほかの地理空間情報の個人情報の考え方についても全面的に見直すべきではないか。そのうえで、データ流通を促すためにも考えを広めていくべきではないか。</p>

【回 答】

①「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」は、行政機関等が保有する地理空間情報の提供・流通を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理することで地理空間情報の円滑な活用の促進を図るもの。そのため、地番の個人情報の取扱いについて、それらを所管する主体において考え方が示された場合には、それに従った必要な見直しを図りたい。

②地番に限らず、行政機関等が保有する地理空間情報の個人情報の取扱いについて、それらを所管する主体において考え方が示された場合には、それに従った必要な見直しを図りたい。また、その考えの普及については、関係府省と連携の上対応してまいりたい。